

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については「消費税法第1条台項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとする」旨地方税法に明記された。この趣旨を踏まえ、引上げ分の地方消費税交付金を全て社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費を除く。)に充てるものとする。

(歳入)

・地方消費税交付金 373,613千円
 内 地方消費税交付金(社会保障財源化分) (174,823 千円)

(歳出)

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	そ の 他
社会福祉	高 齢 者 福 祉 事 業	520,448	71,531	0	0	18,180	430,737
	障 害 者 福 祉 事 業	956,515	708,887	0	0	110,635	136,993
	重度心身障害者等医療給付事業	75,477	29,527	0	0	17,429	28,521
	ひとり親家庭等医療費支給事業	31,712	13,822	0	0	7,118	10,772
	乳 幼 児 等 医 療 給 付 事 業	89,623	24,233	0	11,000	21,460	32,930
合計		1,673,775	848,000	0	11,000	174,823	639,952